

医政地発 1101 第 2 号  
保国発 1101 第 1 号  
子総発 1101 第 1 号  
平成 29 年 11 月 1 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市  
都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 殿  
都道府県衛生主管部（局）長 殿  
都道府県母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省保険局国民健康保険課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省子ども家庭局総務課長  
（ 公 印 省 略 ）

子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しにより生じた財源について

地方公共団体が独自に行う子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の見直し（以下「見直し」という。）については、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令」（平成 29 年厚生労働省令第 92 号）が 8 月 31 日に公布され、8 月 31 日付け保発 0831 第 7 号厚生労働省保険局長通知をもって通知されたところですが、当該見直しにより生じた財源の活用については、下記の事項に御留意いただくよう、貴管内市町村への周知のほどよろしくお願いいたします。

#### 記

「「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置に関する検討結果について」（平成 28 年 12 月 22 日付け保国発 1222 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）で通知したとおり、見直しにより生じた財源については、各自治体において、更なる医療費助成の拡大ではなく他の少子化対策の拡充に充てていただきたい。

具体的には、妊娠期から子育て期までの切れ目ない子育て支援体制の拡充、多様な保育の受け皿の整備や人材の確保、生産性の向上による業務負担軽減対策、子育てが困難な状況にある家族・子どもへの支援の強化、電話による小児患者の相談体制の整備等の少子化対策に関する事業等を実施することが考えられる。

なお、平成 30 年度において、当該財源の活用状況等について別途報告を求める予定である。